令和８年１０月１日　役員会議事要録

出席　　藤井総長
　　相原、森山、玄田、山本、林、津田、菅野、桑原、井上、岩村　各理事
陪席　　亀井、山口　各監事
　　浅見、大越、岡部、岸、久米、小関、佐藤、染谷、出口、一色、岩垂、高橋、福島、三島
　　各執行役

令和８年９月１０日役員会議事要録（案）（資料０）は、確認の上、原案どおり了承された。

＜審議事項＞

１．教員懲戒制度改革に伴う運用等の整備（資料１）

山本理事から、教員懲戒制度改革に伴う運用等の整備について、資料１のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・実名公表の基準にある「報道等」に、SNS 等も含まれるのか。

→「報道等」は主として本学が研究不正等について公表している情報を想定しており、SNS 等で事実上拡散されている情報は想定していない。

・「報道等」は幅の広い表現であり、担当者によって解釈や運用が変わるおそれがある。

→実名公表は本人への不利益が大きく、名誉等の侵害となる可能性もあるため、社会的な必要性及び相当性が認められる場合に限るべきである。SNS 等による情報の拡散も踏まえ、慎重に運用する。

・教員懲戒制度の変更が、特に実名公表の取扱いについて学生懲戒制度へ波及しないか。

→学生と教員では懲戒制度の規則や建て付けが異なるため、本改正が学生懲戒制度へ波及するものではない。職員については、量定基準や懲戒処分の指針等に同様の考え方が及ぶ可能性があるが、それ以外に直接的な波及は想定していない。

２．「本学の教職員が本学の要請により株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の役員等を兼ねる場合の取扱い」第３の規定に基づく兼業許可の取扱い（資料２）

山本理事から、「本学の教職員が本学の要請により株式会社東京大学産学協創推進機構（UTokyo Enterprise）の役員等を兼ねる場合の取扱い」第３の規定に基づく兼業許可の取扱いについて、資料２のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・報酬について、前回と同様に東京大学から受け取り、UTokyo Enterprise からは受け取らない扱いか。

→前回と同様の扱いで、UTokyo Enterprise での兼業は無報酬となる。

・東京大学が雇用する者の UTokyo Enterprise における兼業を許可する案件との理解でよいか。

→通常の運用方針では認められない事業経営への直接関与や従事時間を伴うため、例外的に一年間の兼業許可を求めるものである。

３．令和１０年度施設整備費補助金概算要求の基本的な方針（資料３）

菅野理事から、令和１０年度施設整備費補助金概算要求の基本的な方針について、資料３のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・令和１０年度の予算要求であるため、今後のUTokyo Compass 2.0や中期目標・中期計画の状況に応じて、基本方針を調整する可能性も想定しているのか。

→現段階で本学が依拠すべき方針として記載しており、現状はこの路線で考えていく。

・基本方針に掲げる３項目に優先順位はなく、並列との理解でよいか。

→３項目は並列である。

４．寄附株式の売却（資料４）

菅野理事から、寄附株式の売却について、資料４のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

・株式の売却により得られる資金は相当な金額となるが、運用は行わないのか。

→売却資金は法学部に帰属し、当面使用しない場合は、合同運用の形で運用することになる。

５．社会連携講座等検証・改革委員会の設置について（総長裁定）の廃止（資料５）

相原理事から、社会連携講座等検証・改革委員会の設置について（総長裁定）の廃止について、資料５のとおり説明があった。

次いで、津田理事から本件について諮り、審議の結果、原案どおり了承された。

＜報告事項＞

６．カスタマーハラスメントに対する基本方針（報告）（資料６）

林理事から、カスタマーハラスメントに対する基本方針（報告）について、資料６のとおり報告があった。

７．令和８年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援「重点分野支援枠」）の選定結果（資料７）

相原理事から、令和８年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援「重点分野支援枠」）の選定結果について、資料７のとおり報告があった。

＜連絡事項＞

議題８については、書面による連絡を行い、津田理事から質問等の有無を確認した。

８．来週の会議（資料８）

以上